

第3回検討会の振り返り

1 公契約条例の適用範囲について

(1) 対象案件について【確定】

- ① 工事又は製造の請負契約・・・1億円以上
- ② 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約・・・1,000 万円以上
(主に契約額の大部分を人件費が占めている契約➡建物清掃、建物総合管理、人的警備、受付・案内・電話交換、学校用務、給食調理を想定しています。)
- ③ 指定管理協定・・・全件

(2) 関連意見

- ① 公契約条例の対象とならない 1,000 万円以下の委託契約であっても、人件費は生じるので、それらについて最低制限価格制度の導入が必要ではないか。
- ② 適正な履行及び良好な品質の確保については、当然すべての契約に求められるものだが、処理可能な件数があるため、一定程度の線引きはやむを得ないとするが、工事で1億円以上を対象とする根拠はあるか。
- ③ いきなり対象を広げすぎず、出来るところからスタートして、今後見直しをかけるという方法でもいいのではないか。
- ④ 条例に金額を記載すると、変更ごとに議会を通す必要がある。柔軟な対応をするのであれば、規則に金額を記載することで、毎年の審議会で対応できるのではないか。
→条例の基本原則として、「どの範囲の契約か」というのを定める必要があると考えます。
23区においても、規則で実施しているのは千代田区のみで、他の区は条例に金額を記載しております。
- ⑤ 対象契約が複数年度契約の場合における労働報酬下限額の適用方法はどうか。
→労働報酬下限額が適用される特定公契約の対象外となる、他の公契約との影響も考え、現時点では契約初年度の労働報酬下限額を契約期間中適用したいと考えています。

2 板橋区公契約条例の素案について

(1) 第3条 基本方針

- ① 区内事業者の受注機会の確保について、他区では総合評価方式を採用して、区内事業者への優遇措置を設けている。公契約条例を施行するにあたっては、板橋区においても検討願いたい。
- ② 区内事業者であっても、実態は他の自治体に本社がある会社が、板橋区の入札に参加するためだけにマンションの1部屋を支店としているケースがある。そういう状況を認識していただきたい。

(2) 第5条 受注者の責務 第6条 区内事業者の活用

- ① 「努めるものとする」という弱い表現ではなく、「努めなければならない」という文言にしてはどうか。

→条例制定の所管部署に確認

・「～しなければならない」は、一定の行為をすることを義務付け、それをするかしないかの裁量の余地を与えない場合に用いる。

・「～するものとする」は、「～しなければならない」よりは義務付けの意味合いが弱く、原則や方針を示す場合に用いる。(合理的な理由があれば、しなくてもよいという意味もある)

→条例の趣旨を鑑みると「努めなければならない」という表記が適当と考えます。

(3) 第6条 区内の事業者の活用

- ① 指定管理業者が区内業者を使う場合、ポイントで優遇される制度があるが、そういった制度も活用し区内事業者を成長させてほしい。
- ② 区民の立場からすると、安くて良いサービスがあれば、区内業者かどうか関係ないのではという意見もあるかもしれないが、23区及び多摩地域を含めると6～7割が、区内業者のみもしくは、市内業者のみの入札をしており、言い換えれば我々板橋区の本店業者は、他の区に入札ができないことの方が多く状況となっている。板橋区はそこら辺が、23区の中でも比較的容易に支店を出して、一定要件を満たせば区内本店と遜色ない条件で入札が可能となっており、そのための戦略的な支店が一定あるのではないかと。区内の事業者という表現はやむを得ないかもしれないが、そういった支店を取り締まることも同時に行ってほしい。

(4) 第9条 特定公契約に約定する事項

- ① 別表の(3)の文言で「支払うものとする」とは「支払わなければならないこと」とすることで他の文言との統一感が出るのではないかと。

→第5条、第6条と同様に、条例の趣旨を鑑みると「支払わなければならない」が適当と考えます。

(5) 第12条 報告及び立入調査

- ① 必要な報告の部分にはどういったものが含まれているのか、具体的に記載した方がいいのか。

→報告には、チェックシートその他、賃金の支払い状況を確認するため、区が報告を求めるもの全て含まれており、個別具体的に記載する必要はないと考えます。

(6) 第14条 特定公契約の解除等

- ① 抑止力として指名停止等の厳格規定も付け加えてはどうか

→指名停止については区要綱があるため、公契約条例には記載はしませんが、契約解除された事業者については、指名停止要綱を根拠に、指名停止をすることが出来るものと考えています。

- ② 特定公契約の解除等の第1項の「等」は必要なのか。 →削除しました。

(7) その他

- ① 付則で条例の適用開始日など記載しないのか。 →記載しました。

3 特定労働者等の労働条件に関する事項の報告書(案)について

① 公契約条例の対象となる契約のみに提出させるのか。今まで労働環境チェックシートを提出させていた3,000万円～1億円の工事について、従前の取組を継続してはどうか。

→区側の事務処理状況と合わせて検討します。

② 委託について、今まで労働環境チェックシートの対象外だった1,000万円以下の委託契約でも実施してはどうか。

→区側の事務処理状況と合わせて検討します。

③ 2番の(5)で賃金について「通貨で」とあるが、この記載は必要ないのではないか。

次の賃金支払いの5原則から、必要な文言です。

(1)通貨払いの原則(「賃金は通貨(日本円の現金)で支払わなければならない」というルールで、現物(自社製品や商品券など)や外国通貨での支払いは原則禁止。

例外として、本人の同意を得た場合のみ、①銀行口座や証券総合口座への振込や、②電子マネーなどデジタル通貨での支払いが可能。

(2)直接払いの原則(仲介業者などを介さず、本人に直接手渡す)

(3)全額払いの原則(税金や社会保険料など法令で定められたものと、労使協定で合意された控除(組合費など)を除き、で全額支払う)

(4)毎月1回以上払いの原則

(5)一定期日払いの原則(支払日を毎月15日などのように定める)

※(1)～(5)に違反すると30万円以下の罰金となる。(労働基準法第24条及び第120条)